

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月26日

【会社名】 ルノー
(Renault)

【代表者の役職氏名】 フランソワ・プロボ
最高経営責任者
(François Provost, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、ブローニュ・ビヤンクール92100
ジェネラル・ルクレール・アベニュー 122-122bis
(122-122 bis avenue du Général Leclerc, 92100
Boulogne-Billancourt, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 丹羽 智也

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 別段の表示がない限り、本書中の「ユーロ」の表示はすべて欧州連合及びフランス共和国の法定通貨を表している。株式会社三菱UFJ銀行の2026年6月4日現在の対顧客電信直物売相場は1ユーロ=187.17円であった。本書において記載されているユーロ金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。

1 【提出理由】

本報告書は、ルノーがルノー・グループ・シェアプランに基づき2026年5月11日から5月29日までの間に本邦以外の地域においてルノーの普通株式の募集を開始したことから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類
普通株式

(2) 処分する株式の内容等

(イ) 処分する株式数
未定

(ロ) 処分価格及び資本組入額

処分価格：1株当たり21.55ユーロ(4,034円)

資本組入額：該当なし^(*)

(*)ルノー・グループ・シェアプランは自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされない。

(ハ) 処分価額の総額及び資本組入額の総額

処分価額の総額：未定

資本組入額の総額：該当なし^(*)

(*)ルノー・グループ・シェアプランは自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされない。

(ニ) 株式の内容

普通株式は、完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、ルノーにおける標準的な株式である。

(三) 処分方法

ルノー・グループ・シェアプランにより、本邦以外の24ヶ国のルノー・グループの適格従業員約100,000名に対して、21.55ユーロの価格で株式を取得する募集を実施した。当該適格従業員のうち当該募集の応募人数は未定である。

(四) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(五) 処分を行う地域

本邦以外の24ヶ国

(六) 提出者が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：未定

手取金の用途：当該募集に応募した従業員が支払った金額は、当社が当該株式の取得に要した費用の一部を補うものである(処分株式の割引費用は当社が負担する。)

(七) 処分年月日

2026年7月末日

(八) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

ルノー普通株式は既にユーロネクスト・パリに上場されている。

(九) 第三者割当の場合の特記事項

(イ) 割当予定先の状況

() 割当予定先の概要

氏名	ルノーS.A.及びその子会社の従業員(人数未定)
----	--------------------------

住所	-
職業の内容	ルノーS.A.及びその子会社の従業員

(*) 個別の氏名及び住所の記載は省略する。

- () 提出者と割当予定先との間の関係
上記「() 割当予定先の概要」を参照のこと。
- () 割当予定先の選定理由
本邦以外の24ヶ国に所在するルノー・グループ及びその連結子会社の従業員であり、2025年1月1日から2026年5月29日までの間において3ヶ月以上の継続的又は非継続的な勤続期間を有し、かつ2026年5月29日現在において有効な雇用契約を継続して有する者。
- (v) 割り当てようとする株式の数
上記「(2) 処分する株式の内容等(イ) 処分する株式数」を参照のこと。
- (v) 株券等の保有方針
当該株式は、特定の早期売却事由(ルノー・グループ貯蓄制度において規定される)が適用される場合を除き、2031年6月30日(同日を含む。)までの5年間は売却が禁止される。その後、従業員は何らの制限を受けることなく自身の株式を取引することができる。
- (v) 払込みに要する資金等の状況
ルノーは2026年7月に、ルノー・グループ・シェアプランの募集価額の総額の全額を受領する予定である。
- (v) 割当予定先の実態
ルノーが認識している限りにおいて、ルノーS.A.及びその子会社の従業員のいずれも反社会的勢力との間に一切の関係を有していない。
- (ロ) 株券等の譲渡制限
上記「(イ) 割当予定先の状況(v) 株券等の保有方針」を参照のこと。
- (ハ) 処分の条件に関する事項
フランス法に基づく従業員株式保有制度に関する適用規則を遵守して、適格従業員に対し、最高経営責任者による募集価格の設定日(2026年4月30日)に先立つ20日間の株価終値の平均値から30%割り引いた価格で株式に応募する機会が提供された。その後、募集価格は21.55ユーロに設定された。
- (ニ) 大規模な第三者割当に関する事項
該当事項なし。
- (ホ) 第三者割当後の大株主の状況

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 ⁽⁴⁾	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
フランス政府	フランス	44,387,915	22.24%	44,387,915	未定
日産ファイナンス株式会社 ⁽¹⁾	神奈川県横浜市 西区高島1-1-1	44,358,343	22.23%	44,358,343	未定
従業員 ⁽²⁾		18,091,815	7.83%	未定	未定
自己株式 ⁽³⁾		5,881,947	-	未定	-
一般		183,002,264	47.70%	未定	未定
合計	-	295,722,284	100.00%	295,722,284	100.00%

(1) ルノーS.A.と日産自動車株式会社との間で2023年7月26日に締結され、2023年11月7日に変更された新提携契約(以下「新提携契約」という。)が2023年11月8日に効力を生じたことにより、日産ファイナンス株式会社のルノーS.A.に対する持株比率に変更はなく、15%を維持している。ただし、新提携契約に基づき、日産が保有するルノーS.A.株式に付

された行使可能な議決権は、契約上、ルノーS.A.における行使可能な総議決権数の15%を上限とし、その範囲内で日産が自由に議決権を行使することが可能となっている。

- (2) フランス商法第L.225-102条に基づき、従業員が保有し、このカテゴリーに含まれる株式は、(i)従業員及び元従業員が主にコーポレート・ミューチュアル・ファンド(FCPE)を通じて所有する株式、並びに(ii)2016年度割当制度以降の業績連動株式割当の従業員受益者により直接所有される記名式株式に相当する。
- (3) 2022年7月1日以降に当社が実施した流動性契約に基づく保有株式を含む。
- (4) 2025年12月31日現在の「行使可能な議決権数」である399,099,207株に基づき算出された割合。当該数値は「理論上の議決権数」から議決権の行使が停止されている株式(自己株式、流動性契約等)を控除することにより算出される。

(ヘ) 大規模な第三者割当の必要性

該当事項なし。

(ト) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし。

(チ) その他参考になる事項

手取金の使途については、上記「(6) 提出者が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期」を参照のこと。

(10) 提出者の資本の額及び発行済株式総数

(イ) 資本の額

1,126,701,902.04ユーロ(210,884,795,005円)(2026年6月26日現在)

(ロ) 発行済株式総数

295,722,284株(2026年6月26日現在)